○奈半利町住宅用太陽光発電設備及び蓄電システム等導入費補助金交付要綱

令和５年３月31日訓令第10号

改正

令和６年３月27日訓令第８号
令和６年11月22日訓令第30号
令和７年４月22日訓令第23号
令和８年４月22日訓令第20号

奈半利町住宅用太陽光発電設備及び蓄電システム等導入費補助金交付要綱

（目的）

第１条　この要綱は、2050年カーボンニュートラル実現に向けたＣＯ２の削減の取組を推進するため、自家消費を行う住宅用太陽光発電設備及び蓄電システム又は電気自動車等充給電設備（Ｖ２Ｈ）（以下「発電設備等」という。）を設置する者に対し、予算の範囲内で奈半利町住宅用太陽光発電設備及び蓄電システム等導入費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、奈半利町補助金交付規則（平成８年奈半利町規則第１号）第14条の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

（補助対象設備）

第２条　補助金の交付の対象となる発電設備等は、次の各号に掲げる要件を満たしたものとする。ただし、蓄電システムと電気自動車等充給電設備（Ｖ２Ｈ）（以下「蓄電システム等」という。）はどちらか一方のみを利用できるものとする。

（１）　住宅用太陽光発電設備

ア　住宅の屋根等への設置に適した低圧配電線と逆潮流有りで連係し、かつ、太陽電池の最大出力の合計値が10ｋW未満のもの

イ　新設する未使用品であるもの

ウ　太陽電池モジュールについては、一般社団法人電気安全環境研究所（ＪＥＴ）の「太陽電池モジュール認証」を受けているもの又は、日本工業規格（ＪＩＳ）若しくは国際電気標準会議（ＩＥＣ）の国際規格に適合する等、同相当の性能及び品質が確認されるもの

エ　性能の保証、設置後のサポート等がメーカー等により確保されているもの

オ　補助金の交付決定日以降に契約するもの

カ　その他設置に関して法令等に適合しているもの

（２）　蓄電システム

ア　発電設備により発電する電力を充放電し、定置用蓄電池及び電力変換装置（インバータ、コンバータ等）で構成される一体の装置であり、住居部分に電力を供給するために設置されるもの

イ　日本工業規格（ＪＩＳ）若しくは一般社団法人電池工業会規格に準拠しているもの又は第三者認証機関により認証されたもので、蓄電容量の合計が１ｋＷｈ以上であるもの

ウ　新設する未使用品であるもの

エ　補助金の交付決定日以降に契約するもの

オ　その他設置に関して法令等に適合しているもの

（３）　電気自動車等充給電設備（Ｖ２Ｈ）

ア　電気自動車に搭載された電池から電力を取り出し、分電盤を通じて住宅の電力として使用できる機能を有するもの

イ　一般社団法人次世代自動車振興センターが行うＶ２Ｈ充放電補助金の補助対象設備として登録されているもの
ウ　未使用品であるもの
エ　10ｋW未満の太陽光発電設備と連携するもの
オ　補助金の交付決定日以降に契約するもの

（補助対象者）

第３条　補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

（１）　第８条に規定する実績報告をする日において、本町の住民基本台帳に記載されている者であること。

（２）　自らが居住している町内の専用住宅又は町内に居住を予定している専用住宅に太陽光発電設備及び蓄電システム等の両方を設置又は、既に当該専用住宅に太陽光発電設備を導入している場合であって新たに蓄電システム等を導入又は、既に当該専用住宅に蓄電システム等を導入している場合であって新たに太陽光発電設備を導入する個人であること。

（３）　電力事業者と電力受給契約を締結していること。

（４）　県税及び町税等を滞納していないこと。

（５）　奈半利町の事務及び事業における暴力団の排除に関する規則（平成25年２月８日規則第１号）第２条第２項第５号に規定する排除措置対象者でないこと。

（補助金額）

第４条　補助金の額は、次の各号の合計金額以内の額とする。ただし、補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

（１）　発電設備の設備容量（「太陽電池モジュール（太陽光パネル）のＪＩＳなどに基づく公称最大出力の合計値」と「パワーコンディショナーの定格出力の合計値」の低い方をｋW単位で小数点第３位までを切り捨てた値とする。）に４万円を乗じて得た額とし、上限を１件当たり20万円とする。

（２）　補助対象設備を蓄電システムとする場合、設備容量（単位はｋＷｈとし、小数点第３位までを切り捨てる。）に４万円を乗じて得た額とし、上限を１件当たり40万円とする。

（３）　補助対象設備を電気自動車等充給電設備（Ｖ２Ｈ）とする場合、以下のいずれか少ない方（対象経費は本体価格とその付属品のみ）とし、上限を１件当たり30万円とする。

ア　次世代自動車振興センターが行うＶ２Ｈ充放電設備補助金における銘柄ごとの補助金交付上限額に0.4を乗じた金額
イ　電気自動車等充給電設備（Ｖ２Ｈ）の購入費（税抜）に0.2を乗じた金額

（補助金の交付の申請）

第５条　補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、発電設備等の設置工事等に係る契約前に様式第１号に、次の各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

（１）　経費の内訳が明記されている見積書の写し

（２）　発電設備等を設置しようとする住宅の位置図

（３）　工事着工前の現況写真

（４）　自己所有でない住宅に居住する者が、当該住宅に発電設備等を設置する場合は、当該住宅の所有者の承諾書

（５）　対象システムの概要が確認できる書類、又は仕様書の写し

（６）　モジュール配置図の写し

（７） 誓約書兼同意書
（８） 県税の滞納がないことがわかる書類
（９） その他町長が必要とする書類

（補助金の交付の決定及び通知）

第６条 町長は、交付申請の提出があった場合は、速やかにその内容を審査し、補助金の交付を決定したときは、様式第２号により通知する。

（申請内容の変更）

第７条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、申請した補助事業の内容について変更（廃止及び中止を含む。）をする場合は、直ちに様式第３号（以下「変更申請書」という。）を町長に提出しなければならない。ただし、軽微な変更（事業費の30パーセント以内の減額又は事業間の配分の変更をいう。）又は町長が特別な事情によりやむを得ないと認めるものは、この限りでない。

２ 町長は、前項に規定する変更申請書を受理した場合は、その内容を審査し、変更を認めるときは、様式第４号により通知する。

（実績報告）

第８条 補助事業者は、補助事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は当該年度に属する１月31日のいずれか早い日までに様式第５号（以下「実績報告書」という。）を町長に提出しなければならない。

２ 補助事業者は、前項に規定する実績報告書に、次に掲げる書類を添付しなければならない。
（１） 発電設備等の設置状況、インバータ、接続箱等の写真、発電設備等の設置状況が確認できる写真
（２） 経費の内訳が明記されている工事請負契約書又は売買契約書の写し
（３） 発電設備等の設置に係る領収書の写し
（４） 電力事業者と締結した電力受給契約書の内容が確認できる書類の写し
（５） 施工事業者のしゅん工検査の試験記録の写し
（６） 太陽電池モジュールの製造業者が発行する出力対比表（製造業者が発行したものがない場合は、販売業者等が任意様式で作成した対象設備の出力対比表及び製造番号表（型式名、製造番号及び測定出力値の記載がある同梱の物に限る。））の写し
（７） その他町長が必要とする書類

（交付額の確定）

第９条 町長は、前条の規定により提出された実績報告書を審査し、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、補助金の交付額を確定し、様式第６号により通知する。

（補助金の請求）

第10条 補助事業者は、前条の規定による通知を受けた後、様式第７号を町長に提出するものとする。

（遵守事項）

第11条 補助事業者は、補助金の交付の目的を達成するため、補助事業により取得した財産については、補助事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付目的に従い、その効率的な運用を図らなければならない。

（処分の承認）

第12条 補助事業者は、発電設備等の法定耐用年数の期間内において、当該発電設備等を処分

しようとするときは、あらかじめ様式第８号を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

２　前項の規定により町長の承認を得て財産を処分したことにより収入があった場合は、当該収入の全部又は一部を町に納付しなければならない。

（補助金の交付決定の取消）

第13条　町長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（１）　不正の手段により補助金を受けたとき。

（２）　補助金の交付条件に違反したとき。

（３）　前２号に掲げるもののほか、町長が不適当と認めたとき。

（補助金の返還）

第14条　町長は、前条に規定する補助金の交付決定を取り消したときは、補助事業者に対し、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命じることができる。

２　補助事業者は、前項の規定により返還を命じられたときは、町長が命じた日の翌日から30日以内に当該補助金を返還しなければならない。

（協力）

第15条　町長は、補助事業者に対し、必要に応じて売電量及び買電量のデータの提供、その他の協力を求めることができる。

（その他）

第16条　この要綱に定めるもののほか、この補助金の交付に必要な事項については、町長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

２　この要綱は、令和９年５月31日限りその効力を失う。ただし、この要綱に基づき公布された補助金については、第11条から第15条までの規定は、同日以降もなおその効力を有する。

附　則（令和６年３月27日訓令第８号）

この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

附　則（令和６年11月22日訓令第30号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附　則（令和７年４月22日訓令第23号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附　則（令和８年４月22日訓令第20号）

この要綱は、公布の日から施行する。

様式第１号（第５条関係）

年　　月　　日

奈半利町長　　様

補助事業者　住　所

氏　名　　印

電　話

奈半利町住宅用太陽光発電設備及び蓄電システム導入費補助金交付申請書

奈半利町住宅用太陽光発電設備及び蓄電システム導入費補助金交付要綱第５条の規定により、次のとおり補助金の交付を申請します。

記

補助金交付申請額	金　　円		
発電設備等設置場所	奈半利町		
太陽電池の設備容量	ｋｗ	蓄電システムの設備容量	ｋｗｈ
発電設備の設置費	円	蓄電設備等の設置費	円
その他の補助金等		その他の補助金等の収入額	円
建築区分	既存　・　新築	建築物所有者名	
設置工事期間	着手予定日　　年　　月　　日　　完了予定日　　年　　月　　日		
添付書類 （レ点でチェック）	□　経費の内訳が明記されている見積書の写し □　発電設備等を設置しようとする住宅の位置図 □　工事着工前の現況写真 □　自己所有でない住宅に居住する者が当該住宅に発電設備等を設置する場合は、当該住宅の所有者の承諾書 □　対象システムの概要が確認できる書類、又は仕様書の写し □　モジュール配置図の写し □　誓約書兼同意書（別紙） □　県税の滞納がないことがわかる書類 □　その他町長が必要と認める書類		

別紙

誓約書兼同意書

年　　月　　日

奈半利町長　　様

私は奈半利町住宅用太陽光発電設備及び蓄電システム等導入費補助金の申請にあたり、以下のことについて誓約します。

＜暴力団排除に関すること＞
私は、以下のいずれにも該当していません。
1 暴力団（奈半利町暴力団排除条例（平成 22 年奈半利町条例第 16 号。以下「暴排条例」という。）第２条第１号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第３号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
2 暴排条例第 11 条の規定に違反した事実があるとき。
3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問 その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執 行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有する者と認められる者を含み、法人以外の団 体にあっては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団 員等であるとき。
4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財 産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、 又は関与したとき。
8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者 であることを知りながら、これを利用したとき。
9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に 損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
11 上記内容と同様に高知県暴力団排除条例（平成 22 年高知県条例第 36 号。）に規定する暴力団又は暴力団員等であるとき。

＜不正受給に関すること＞
私は、国及び高知県からの交付金、補助金、助成金等についても、不正受給をしていません。

＜補助金の併用について＞
当該補助金は他補助金と併用する場合、補助対象外となる場合があることを確認しました。

＜町税に関すること＞
奈半利町住宅用太陽光発電設備及び蓄電システム等導入費補助金の交付申請にあたり、町税等の納付状況及び住民基本台帳の記録の状況について、町長が関係部局に報告を求めることに同意します。

誓約の内容に偽りがあった場合は、当該補助金の不交付の決定又は交付の決定の取り消し及びこれに伴う補助金の返還に異議なく応じます。

補助事業者　住所

氏名　　印

様式第２号（第６条関係）

奈第　　号
年　　月　　日

様

奈半利町長

奈半利町住宅用太陽光発電設備及び蓄電システム等導入費補助金交付決定通知書

年　　月　　日付けで申請のありました奈半利町住宅用太陽光発電設備及び蓄電システム等導入費補助金については、下記のとおり交付します。

記

金　　円

様式第３号（第７条関係）

年　　月　　日

奈半利町長　　様

補助事業者　住　所
氏　名　　印
電　話

奈半利町住宅用太陽光発電設備及び蓄電システム等導入費補助金計画変更(廃止)申請書

年　　月　　日付け　奈第　　号で交付の決定を受けた奈半利町住宅用太陽光発電設備及び蓄電システム等導入費補助金について事業の内容を変更したいので、奈半利町住宅用太陽光発電設備及び蓄電システム等導入費補助金交付要綱第７条第１項の規定により、下記のとおり申請します。

記

１　変更の内容　変更区分のいずれかにレ点でチェックしてください。

変更区分	変更前の内容	変更後の内容
□　発電設備等の変更 □　補助申請の廃止 □　事業期間の変更 □　その他		

２　変更の理由

様式第４号（第７条関係）

奈第　　号

年　　月　　日

様

奈半利町長

奈半利町住宅用太陽光発電設備及び蓄電システム等導入費補助金変更承認決定通知書

年　　月　　日付けで申請のありました奈半利町住宅用太陽光発電設備及び蓄電システム等導入費補助金については、下記のとおり決定しましたので、奈半利町住宅用太陽光発電設備及び蓄電システム等導入費補助金交付要綱第７条第２項の規定により通知します。

記

１　承認・不承認の別　　・承認します　　・承認しません

２　変更等（廃止）の内容

３　条件

様式第５号（第８条関係）

年　　月　　日

奈半利町長　　様

補助事業者　住　所

氏　名　　印

電　話

奈半利町住宅用太陽光発電設備及び蓄電システム等導入費補助金実績報告書

年　　月　　日付け　奈第　　号で、補助金の交付の決定を受けた事業が完了したので、奈半利町住宅用太陽光発電設備及び蓄電システム等導入費補助金交付要綱第８条第１項の規定により、次のとおり実績報告書を提出します。

記

交付決定額	金　　円		
発電設備等設置場所	奈半利町		
補助対象設備 （レ点でチェック）	□　太陽光発電設備　　□　蓄電システム　　□　V2H		
発電設備の設備容量	ｋＷ	蓄電システム等の設備容量	ｋＷｈ
発電設備等の設置費	円	蓄電設備等の設置費	円
その他の補助金等		その他の補助金等の収入額	円
建築区分	既存　・　新築	建築物所有者名	
設置工事期間	着手日　　年　　月　　日　　完了日　　年　　月　　日		
添付書類 （レ点でチェック）	□　太陽電池モジュール及び蓄電池又は電気自動車等充給電設備（V2H）の設置状況、インバータ、接続箱等の確認ができる写真 □　発電設備等の設置に係る領収書の写し □　電力事業者と締結した電力受給契約書の内容が確認できる書類の写し □　施工事業者のしゅん工検査の試験記録書の写し □　太陽電池モジュールの製造業者が発行する出力対比表（製造業者が発行したものがない場合は、販売業者等が任意様式で作成した対象設備の出力対比表及び製造番号表（型式名、製造番号及び測定出力値の記載がある同梱の物に限る。））の写し □　その他町長が必要と認める書類		

様式第６号（第９条関係）

奈第　　号
年　　月　　日

様

奈半利町長

奈半利町住宅用太陽光発電設備及び蓄電システム等導入費補助金交付額確定通知書

年　　月　　日付けで実績報告のありました奈半利町住宅用太陽光発電設備及び蓄電システム等導入費補助金については、下記のとおりその額を確定しましたので奈半利町住宅用太陽光発電設備及び蓄電システム等導入費補助金交付要綱第９条の規定により、通知します。

記

金　　円

様式第７号（第10条関係）

奈半利町住宅用太陽光発電設備及び蓄電システム等導入費補助金交付請求書

請求金額　　金　　円

ただし、　　年　月　日付け　奈第　　号で交付額確定の通知のあった奈半利町住宅用太陽光発電設備及び蓄電システム等導入費補助金について、奈半利町住宅用太陽光発電設備及び蓄電システム等導入費補助金交付要綱第10条の規定により、上記のとおり請求します。

年　月　日

奈半利町長　　様

補助事業者　住　所
氏　名　　印
電　話

（付記）

上記の請求金額は、次の口座に振り込んでください。

1　口座の名義（ふりがな）	（　　）	
2　金融機関	銀　　行 信用・労働金庫　　店 農　　協　　所 その他（　　）	
3　口座の種別及び番号	普通・当座	NO.

様式第８号（第12条関係）

年　　月　　日

奈半利町長　　様

補助事業者　住　所

氏　名　　印

電　話

奈半利町住宅用太陽光発電設備及び蓄電システム等導入費補助金事業により
取得した財産の処分に関する承認申請書

奈半利町住宅用太陽光発電設備及び蓄電システム等導入費補助金交付要綱第12条の規定により、下記のとおり財産処分の承認を申請します。

記

1　交付決定番号

2　処分の方法　該当する項目を○で囲むこと。
売却　　譲渡　　交換　　貸与　　担保　　廃棄　　その他（　　）

3　処分の時期　　年　　月　　日から
（　　年　　月　　日まで）

4　処分の理由

5　処分の条件（処分することによって収入がある場合は、その額を記載すること。）